

八代海沿岸 海岸保全基本計画



平成17年12月
(平成30年3月変更)

鹿児島県

目次

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項..... 1

- 1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 1
 - (1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性..... 1
 - (2) 沿岸の長期的なあり方..... 9
- 2 海岸の防護に関する事項 11
 - (1) 防護の目標..... 11
 - (2) 防護に関する施策..... 12
 - (3) 各ゾーンの施策..... 12
- 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 13
 - (1) 海岸環境の整備及び保全のための施策..... 13
 - (2) 各ゾーンの施策..... 14
- 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 15
 - (1) 公衆の適正な利用を促進するための施策..... 15
 - (2) 各ゾーンの施策..... 16

第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項..... 18

- 1 海岸保全施設を整備しようとする区域 19
- 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 20
 - (1) 海岸保全施設の種類..... 20
 - (2) 海岸保全施設の規模..... 20
 - (3) 海岸保全施設の配置..... 20
- 3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 21
- 4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 21

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性

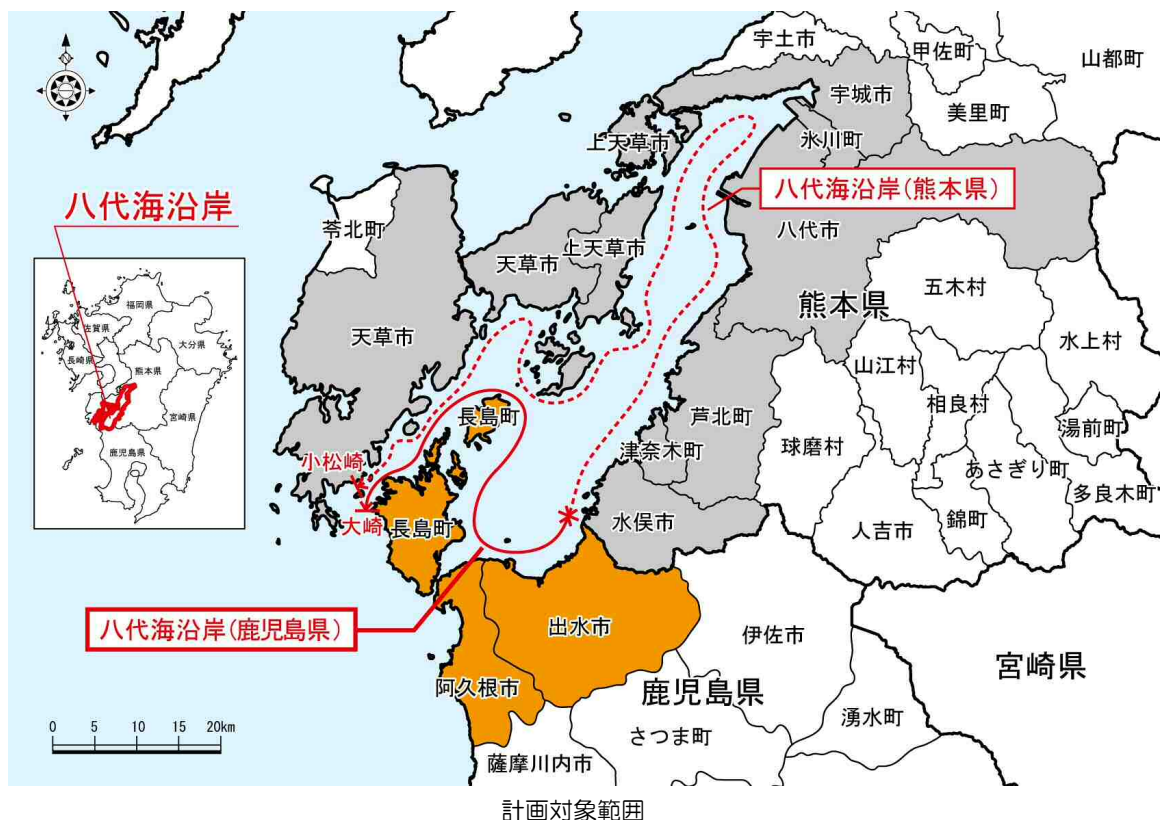
1) 沿岸の概況

八代海は九州本土と天草諸島に囲まれた閉鎖性の強い海域であり、八代海沿岸は長島の大崎から天草下島の小松崎まで、鹿児島県約 196km、熊本県約 561km にわたり、リアス式沈降海岸や干拓堤防で形成されている。海岸線を有する市町は、鹿児島県 3 市町、熊本県 8 市町であり、その人口は鹿児島県約 9 万人、熊本県約 36 万人である。

鹿児島県における沿岸域は、雲仙天草国立公園に見られる多島海や断崖など、優れた景観を有している。国の特別天然記念物に指定されているツルの飛来地があり、藻場が広域に分布するなど、豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴等の海洋性レクリエーションによる海とのふれあいの場でもある。

その一方で、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきた。



2) 自然的特性

○ 気象・海象

気候は温暖多雨であり、降水は梅雨時期と台風時期に多くっており、年降水量は1,500～2,800mm^{注1)}である。また、風況は、夏季に南西方向、冬期に北から西方向の頻度が高くなっている。

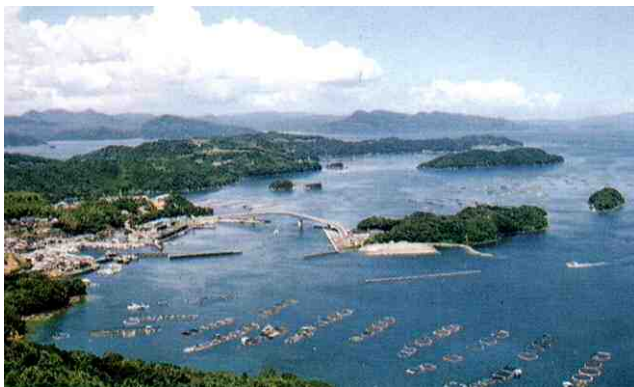
海象として、閉鎖性海域であるため、波浪は穏やかであるが、台風時には吹き寄せ効果等により海面上昇が大きくなる場合がある。また、潮位差は約4.0m^{注2)}と日本有数で、潮流は八代海を南北方向の流れが卓越するが、その恒流は複雑である。

○ 海岸地形・景観

長島・獅子島等の群島はリアス式海岸や多島海で形成され、出水地区は干拓堤防・護岸により直線的な海岸線となっている。

海底地形は、出水干拓付近において、水深20m以浅の遠浅な地形であり、長島海峡から内湾に続く海域では水深50m以深の急峻な地形である。

長島・獅子島等には、雲仙天草国立公園が指定されており、内海に島々が点在する多島海景観と豪快な断崖が連なる優れた景勝地である。



多島海景観(長島町)



出水干拓付近の海岸線

○ 流入河川

出水平野を貫流する米ノ津川・高尾野川等を含めた5本の二級河川が、八代海に流入している。

注 1) 年間降水量は、水俣観測所（気象庁，平成 19 年～平成 28 年：10 ヶ年）最大値と最小値をそれぞれ四捨五入した値

注 2) 沿岸の潮位差は、三角検潮所（気象庁，平成 15 年～平成 24 年：10 ヶ年）の朔望平均満潮位の平均値と朔望平均干潮位の平均値との差

- ・ 朔望平均満潮位：朔(新月) 望(満月) の日から 5 日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水位
- ・ 朔望平均干潮位：朔(新月) 望(満月) の日から 5 日以内に現れる各月の最高干潮面を平均した水位

○ 動・植物

[動 物]

国際希少野生動物及び国の特別天然記念物に指定されているツルを始めとした鳥類などが出水平野において確認されている。



ツルの飛来
(写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

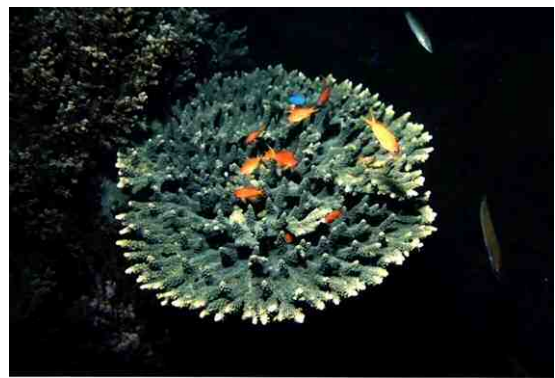
[植 物]

岩礁地帯である島嶼部と出水市北部等のガラモ場ではヒジキやホンダワラ等の海藻が繁茂しており、長島町葛輪を始めとした島嶼部で見られるヒトエグサ群落は、薄緑色の帯状に生育し、景観的にも優れている。

また、長島海峡付近では珊瑚が確認されている。



水際線に生育する緑藻(長島町)



テーブル珊瑚(長島町)

3) 社会的特性

○ 背後地域の概況

八代海沿岸に面する市町は3市町(2市1町)であり、人口は約9万人(平成27年)である。広大な農地に支えられる農業と静穏域を活用した養殖を始めとした漁業が主要な産業であり、県内平均と比較し、第一次産業の人口比率が高い地域である。

海岸線背後の土地利用は、森林と干拓された農地が大半であるが、港の背後には集落が見られる。

主な交通体系は、九州本土側の肥薩おれんじ鉄道と国道3号、長島の国道389号、海上交通としてフェリー・旅客船等があり、地域において重要な交通機関である。

また、JR九州新幹線が開通、南九州西回り自動車道も部分開通し、島原・天草・長島架橋構想を含めた九州西岸軸構想が計画されている。

○ 海岸と人との関わり

[歴史・文化]

海岸付近に見られる指定文化財の古墳は古くから海岸線に生活圏があったことを示している。また、出水干拓は年代とともに海岸線を前進させ、地域生活に潤いを与えてきた。

長島の蔵之元には、昔に外国船をつないだと言われる「唐人石」と呼ばれる大石がある。南北朝時代以降に天草地方では中国や琉球・朝鮮と通商を行っており、蔵之元も貿易中継地の一つであったと考えられている。



唐人石(長島町)

[観光・レジャー活動]

ポケットビーチを利用した海水浴、釣り場、ケタ打瀬船等の観光漁業、長島での海中観察など、様々な海洋性レクリエーションが行われている。



海水浴場のにぎわい(長島町)



海中観察(長島海中公園)

[産業活動]

八代海沿岸には12漁港が位置しており、クルマエビ(小型底引き網)・タチウオ(一本釣り・定置網)・マダイ(吾智網)・イワシ(巻き網)等の様々な漁法による海面漁業が行われている。また、出水地先や長島周辺におけるアオサや長島周辺におけるブリ・鯛・真珠等の海面養殖業も盛んに行われている。

沿岸に位置する港湾は、8港^{注1)}であり、地域の発展に貢献するとともに、地域の生活を支えている。



養殖ブリの水揚げ



養殖アオサの収穫

注1) 長島港については、薩摩沿岸にも含まれる。

[海岸環境保全への取り組み]

海岸愛護月間(7月)を設けて重点的に海岸愛護意識の高揚、啓発及び美化運動を進めており、地域のボランティアと連携し、浜の清掃活動等を実施している。また、近年問題となっている漂流・漂着ごみについては、回収・処理が実施されている。



海岸愛護の看板(長島町)



ボランティアによる清掃活動

4) 海岸災害と海岸保全の現況

○ 海岸災害の特徴

八代海は閉鎖性海域であり、外洋からの進入波の影響を受けにくいため、通常は静穏域である。しかし、台風の常襲地帯であるため、海面上昇による高潮の被害を受けやすい地域である。また、島嶼部では、島における海岸位置の違いやリアス式海岸であることから、危険な波浪条件は海岸毎に異なっており、沿岸としてほぼ全ての波向に対して注意が必要である。

また、平成11年の台風18号や平成9年の台風19号により、越波の被害を受けている。

海岸侵食は、局部的な侵食が見られるが、広域に渡る被害は見られない。

また、津波被害は奈良時代に記録があるものの、それ以降は被害の確認はされていないが、平成23年3月11日の東日本大震災以降、鹿児島県においても地震・津波による被害想定の見直しが実施されており、今後津波による被害についても考慮しておく必要がある。



越波による被害1 (出水市)



越波による被害2 (出水市)

○ 海岸整備の経緯

海岸における施設整備は昭和25年度からの補助事業として本格的に始まり、昭和31年の旧海岸法の制定後から整備が充実されてきた。

高潮対策事業による線的防護形態の海岸保全施設整備が大部分であるが、侵食対策事業も実施されている。また、長島町海岸では海岸環境整備事業が行われた。

海岸保全施設種類については、直立護岸や消波工等の線的防護形態以外にも、親水性を考慮した面的防護方式による緩傾斜護岸や離岸堤などが整備されている。



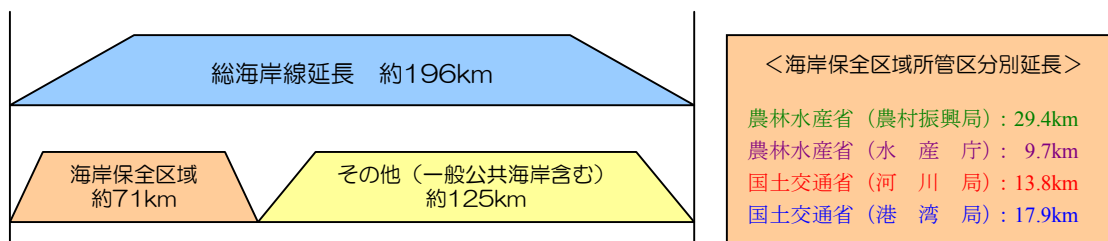
海岸環境整備事業(長島町海岸松ヶ平地区)



緩傾斜護岸と松林(出水海岸)

○ 海岸管理の状況

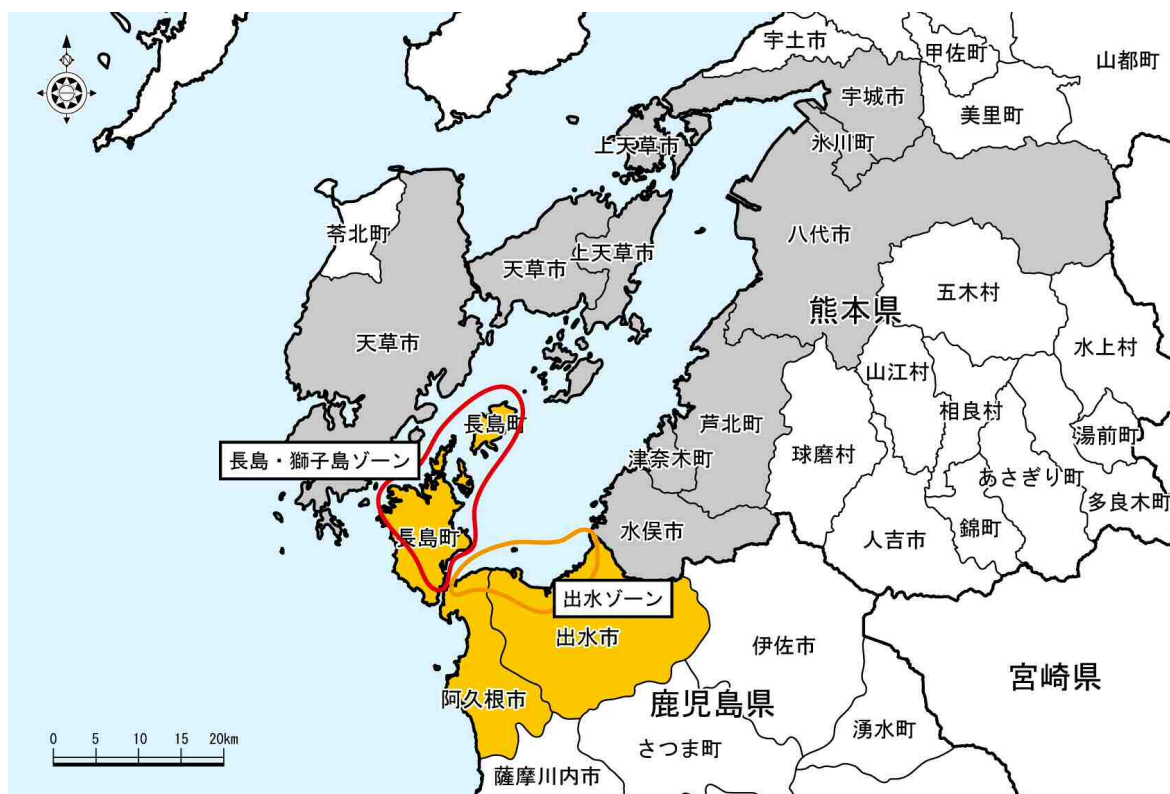
八代海沿岸における鹿児島県内の海岸総延長約196kmに対し、約36%に相当する延長約71kmが防災上の対策が特に必要な海岸として海岸保全区域として指定されており、海岸法に基づき各所管省庁ごとに適正に管理されている。



八代海沿岸の管理区分別延長（平成28年度）

5) ゾーン区分及び各ゾーン特性

八代海沿岸における自然的特性、社会的特性等は一様ではなく、地域によってそれぞれ異なる特性を有しているため、連続性、一体性のある2つのゾーンに沿岸を区分し、以下に示す。



長島・獅子島ゾーン

- ・海岸線はリアス式海岸や溺れ谷で海岸が形成されており、急峻な地形である。
- ・海岸保全施設の殆どは、直立護岸もしくは直立堤防であり、築堤から20～40年が経過している海岸保全施設が多い。
- ・ゾーン西側は雲仙天草国立公園に指定されている。
- ・藻場が点在している。

出水ゾーン

- ・海岸線は、干拓堤防等の人工海岸と山地部から続く自然海岸で構成されており、海底勾配は緩やかである。
- ・海岸保全施設は、消波工ありの直立護岸(消波工)と直立堤防、緩傾斜護岸である。
- ・干拓地はツルの飛来地であり、干拓堤防前面には藻場が広がる。

八代海沿岸のゾーン区分と特性

(2) 沿岸の長期的なあり方

1) 長期的な課題

○ 海岸の防護に関する課題

比較的静穏域である八代海沿岸においても、高潮や波浪による越波等の被害が予想される箇所があり、海岸保全施設の天端嵩上げ等の防護機能の向上・維持の必要性がある。

砂浜には、波浪の減衰機能や陸域への波の侵入防止機能があり、海岸林・植生は飛砂防止、防風、飛沫防止等の機能があるため、保全する必要がある。

また、地震・津波による被害も考慮して、避難誘導を行うための迅速かつ正確な情報伝達などの総合的な防災・減災対策への支援が今後の課題となる。地球温暖化に伴う海面上昇や台風の強大化等についても、今後、国の方針等に応じて防護水準等の見直しが必要となる。

○ 海岸環境の整備及び保全に関する課題

自然公園区域に指定されているリアス式海岸や多島海等の特徴的な景観が多数見られ、歴史的文化財も沿岸域において指定されている。また、海浜植生のヒトエグサ群落や、鳥類等の貴重種が水際線付近において確認されていること、岩礁地帯のヒジキやホンダワラなどの海藻が繁茂していることは美しく豊かな海岸があることを意味し、これらの自然や文化財を良好な状態で後世に残す必要がある。

また、閉鎖性海域である八代海では水質悪化や赤潮発生の増加は問題であり、主要な産業の1つである漁業に重大な影響を与えるため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」により定められる県計画との整合を図る。

ゴミが不法投棄されている海岸もあり、更なる海岸の環境愛護活動の促進を図る必要がある。

○ 海岸における公衆の適正な利用に関する課題

多様なニーズが求められている沿岸域には、港湾・漁港施設、海水浴場等の海洋性レクリエーション施設が存在するため、海域利用の適正化を充実させる必要がある。

海岸線付近における親水面では、水面を眺望することは可能であるが、水際まで近づくことが不可能な海岸が存在する。高齢者や次世代を担う子供を含めた地域住民及び海岸利用者に対して、身近な海岸とふれあう機会を与えることも、今後の課題になってくる。

また、快適な海岸利用の促進を図るための情報提供等、ハード・ソフト両面からの対応が必要である。

2) 保全に対する基本方針

八代海沿岸域においては、高潮・波浪などの災害から安全を確保し、海や山の多彩で恵まれた自然環境や歴史的・文化的環境を資源として一体的に保全し、より良好な状態で後世に引き継いでいくとともに、これらの環境資源を生かした快適な海岸環境の保全、ふれあいのある身近な海岸を保全することを目指すこととする。

－安全で、身近な自然とふれあえる八代海の海岸－

この基本理念に基づき、八代海沿岸の保全に関する基本方針を、防護、環境、利用について次のように設定する。

防護面では、高潮や波浪等による災害からの背後地の人命や財産の防護に加え、地震・津波災害も考慮して、海岸保全施設や自然の防護機能を含めた、防護機能の維持・向上を行う。また、災害発生の未然防止と減災を目的としたソフト防災対策に努める。特に、南海トラフを震源とする地震は、今後 30 年以内に 70%程度といった高い確率で発生することが予測されているため、高潮を防護目標とした施設整備と併せて、ソフト対策も進めていく。

環境面では、良好な自然環境と共生するために、多様な生物の生息域である干潟・藻場等、自然公園に代表される海岸景観等の自然環境の保全には十分に配慮する。

利用面では、漁業活動等の水域利用や水際線付近における海のふれあい等の利用など、多種多様のニーズに対し、多くの利用者が快適かつ便利に利用できる海岸を創出していく。また、親しまれる身近な空間として、地域と連携した管理に努める。

一方、本計画を実効的かつ効果的に推進するためには、関係する行政機関における十分な連携と緊密な調整を図ることが重要である。そのため、海岸に係る行政機関との連携を一層強化するとともに、海岸周辺の開発計画等についても関係機関との調整を行うなど、総合的な海岸管理に努め、効率的で効果的な海岸保全手法の採用に努めることとする。

また、海岸の価値が多様化する中、海岸に求められる多様できめ細かなニーズに対応するためには、県や市町村の行政機関に加え地域住民や海岸利用者が一体となって、いわゆる日常的な海岸管理を実施することが重要である。そのため、海岸に関する双方向の情報提供により、海岸に関する共通認識を形成し、行政と地域とのパートナーシップのもと、総合的な海岸保全の実施に努めることとする。

なお、本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に加え、海岸保全に関する技術開発の進捗等も考慮しつつ、計画内容を点検し、適宜見直しを行うこととする。

2 海岸の防護に関する事項

(1) 防護の目標

○ 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が予想される、以下の地域とする。

・ 高潮からの防護

防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域とする。

・ 侵食からの防護

侵食が進むことによりその影響を受け、将来的に想定される侵食区域とする。

・ 津波からの防護

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）による浸水区域とする。

○ 防護水準

高潮や越波等による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。設計に用いる波の高さや潮位などの外力については、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に設定することとし、さらに、避難体制の充実やハザードマップ等のソフト面での対応策を地域と連携して講じることにより、総合的な海岸の防護を図るものとする。

侵食による被害の防護については、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。

津波については、八代海沿岸での被害はほとんどなく、また、本県では比較的発生頻度の高い津波（L1津波）による津波水位が高潮による整備目標を下回る。したがって、これまで通り高潮対策としての施設整備を継続していくことで、発生頻度が比較的高い津波対策も兼ねることとなる。但し、最大クラスの津波（L2津波）に対しては、被害の最小化を目指し、適切な避難方法、迅速な情報伝達等のソフト対策を含めて十分配慮しておく。

以上、これらの考えのもと、各種災害による被害状況やその危険性及び背後地の利用状況や各種計画に応じて、海岸保全施設の整備をはじめとする総合的な海岸防災・減災対策を適切に推進していくこととする。

(2) 防護に関する施策

○ 海岸保全施設の防護機能の維持・向上による安全性の確保

高潮や越波、地震・津波、局部的に見られる侵食に対し、海岸保全施設の整備や補修を行い、防護機能の維持・向上に努める。必要に応じて、天端嵩上げや面的防護方式等の効果的な保全手法により、安全性を確保していく。

○ 自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用

浜には、波浪の低減機能や陸域への波の侵入防止機能があり、海岸林や海浜植生には、波浪低減機能、飛砂防止、防風、飛沫防止等の効果がある。これらの自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用に努める。

○ 海岸保全施設の維持管理体制の充実

海岸保全施設の日常的な点検や維持管理等を継続的に行い、異状箇所の早期発見に努め、適切な補修・改修等の対応を図れるよう、関係機関と連携した維持管理体制の充実に努める。維持管理にあたっては、予防保全の考え方や長寿命化を取り入れていく。

○ 地域と連携した警戒避難体制の充実

海岸保全施設の整備に加え、災害時における地域住民への情報伝達・避難等のいわゆるソフト防災の体制を充実させるため、地域の連携促進を図るとともに、防災意識の向上や高齢者等の災害弱者に配慮した防災体制づくりに努めていく。さらに、適切な避難のための迅速な情報伝達等の対策、地域と協力した防災体制の整備や避難経路・避難地の確保、土地利用の調整等のソフト面も合わせた総合的な対策の充実に努める。

(3) 各ゾーンの施策

● 長島・獅子島ゾーン

多島海・リアス式海岸で形成されるため、多様な地形が波浪に影響を与える点に配慮し、防護水準を定める。海岸背後の集落等を高潮や越波、海岸侵食からの被害を防止するため、防護機能の維持・向上に努める。

また、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理等を継続的に行い、異状箇所が発見された場合は、適切な補修・改修の対応を図れるように努める。

● 出水ゾーン

海岸の背後地は、住宅地や農地などの多様な用途があり、高潮や越波、海岸侵食からの被害を防止するため、防護機能の維持・向上に努める。

3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策

○ 多様な生物の生息・生育環境の保全

貴重な生物が生息し、漁業の場としての活動の場である干潟や藻場等は、生物の良好な生育・生息環境であると同時に水質改善機能も期待でき、これらの海岸の豊かな自然を適正に保全する。

また、八代海は閉鎖性の強い海域であることから、水質・赤潮については十分に考慮し、必要に応じて、施設整備による滞留の影響を考慮する。また、津波来襲後の生態系・生息域については、自然の回復機構を基本として、積極的な自然環境基盤の回復に努める。

○ 優れた自然景観の保全

国立公園に指定されているリアス式海岸や多島海に代表される風光明媚な自然景観を保全することに努める。施設整備の際は、施設の周辺景観への影響に配慮し、住民等と合意形成を図りながら検討する。

○ 環境保全のための海岸管理の充実

海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海洋環境の保全を目的として、海岸漂着物等の回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等、必要な対策の実施に努める。

良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの散乱や不法投棄、放置船及び不法占有など海岸環境を損なう行為については、海岸への立ち入り制限規制、禁止行為の設定、罰則等の対処に努め、海岸管理の充実を図る。

また、漂着ゴミや船舶からの油流出事故等が生じた場合は、関係機関や地域住民と連携・協力して、海岸に関する迅速な情報提供を行い、「かごしまクリーンアップキャンペーン」等の海岸美化運動の実施など環境保全の活動を推進する。

○ 海岸愛護の思想の普及

多様で豊かな自然とふれあうことができる海辺の環境教育や地域住民と協同して行う清掃活動などを通じて、幅広い世代が海岸を身近に感じることができるよう海岸愛護の思想の普及を図るとともに、海岸協力団体制度の活用も図りながら、海岸愛護の活動を支援する人材の育成に努める。

(2) 各ゾーンの施策

- 長島・獅子島ゾーン

漁場でもあり、生物の良好な生息・生育環境である藻場等の保全に努めていく。

また、雲仙天草国立公園に見られる内海多島・急崖や奇岩の連なりなど、変化に富んだ自然景観を保全することに努める。

- 出水ゾーン

生物の良好な生息・生育環境である藻場等の保全に努め、周辺景観への影響に配慮する。

4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 公衆の適正な利用を促進するための施策

○ 多様な海岸利用活動への配慮

沿岸域では、漁業・港湾等の産業活動、海水浴・マリンスポーツ等の海洋性レクリエーション、祭り・イベント等の多様な利用が行われており、これらのニーズに対し、海岸保全施設整備を行う際は、十分に配慮する。

○ 海辺における快適性・利便性の向上

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸空間を目指し、必要に応じて水際線へのアクセス路や休憩施設、案内標識等の利便施設の整備等にユニバーサルデザインを採用し、海辺における快適性と利便性の向上に努める。また、高潮や津波の浸水の恐れがある災害時に、円滑な避難が可能となるよう配慮する。

○ 日常的な海岸管理や海岸利用の適正化

多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を行いつつ、地域特性や利用特性に応じたマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどの推進を図る。

○ 学習の場としての活用

海辺の自然体験学習、海岸防災学習など、地域住民や子供たちの総合的な学習の場としての活用を推進し、自然に対する感性、大切に思う心や海岸への愛着を育む。このため、海とのふれあいの場の確保や豊かな自然環境を利用したプログラム整備等、海岸利用の支援に努めるものとする。

○ 海岸情報の提供による利用推進

海岸の利用を推進するため、観光関係機関や市町村との連携と協力を図り、パンフレット、インターネット、ポスター等の手段により、各種イベント、海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、気象海象情報等の情報提供に努める。

○ 多様な観光資源を活かした魅力ある海岸域の形成

八代海沿岸には、雲仙天草国立公園に見られる豊かな自然環境や、海水浴や観光漁業、海中観察など、様々な海洋性レクリエーションなど多様な観光資源が存在する。これらの既存の観光資源を活かし、調和のとれた海岸を演出し、沿岸地域との連携を進めて滞在型ないしは周遊型の観光地域の形成を支援する。

(2) 各ゾーンの施策

- 長島・獅子島ゾーン

漁業活動や海水浴等の海岸利用の適正化に配慮し、地域と連携した日常的な海岸管理を行っていく。

- 出水ゾーン

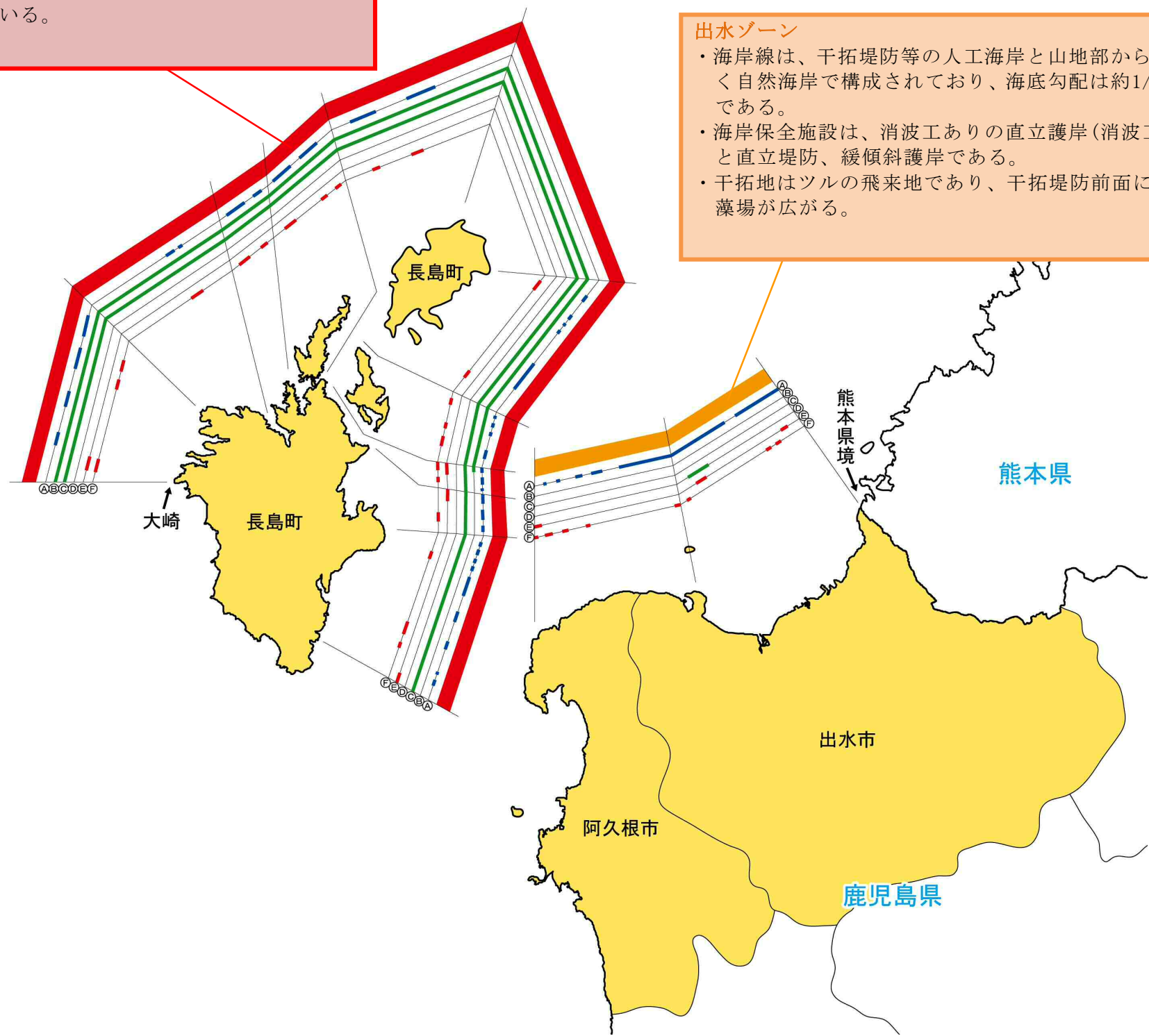
漁業・港湾活動や海水浴等の海岸利用の適正化に配慮し、海岸における伝統行事やイベント等の利用について場の提供を行う等の地域と連携した日常的な海岸管理を行っていく。

長島・獅子島ゾーン

- ・海岸線はリアス式海岸や溺れ谷で海岸が形成されており、急峻な地形である。
- ・海岸保全施設の殆どは、直立護岸もしくは直立堤防であり、築堤から20～40年が経過している海岸保全施設が多い。
- ・ゾーン西側は雲仙天草国立公園に指定されている。
- ・藻場が点在している。

出水ゾーン

- ・海岸線は、干拓堤防等の人工海岸と山地部から続く自然海岸で構成されており、海底勾配は約1/20である。
- ・海岸保全施設は、消波工ありの直立護岸(消波工)と直立堤防、緩傾斜護岸である。
- ・干拓地はツルの飛来地であり、干拓堤防前面には藻場が広がる。



凡 例	
Ⓐ	：国土保全の観点から防護が必要とされる区域
Ⓑ	：自然公園に指定されている区域
Ⓒ	：すぐれた景観を呈する区域
Ⓓ	：注目すべき動植物が生育・生息する区域
Ⓔ	：観光・レジャー等に利用されている区域
Ⓕ	：産業等に利用されている区域

施策		
長島・獅子島ゾーン	防護	○多島海・リアス式海岸で形成されるため、多様な地形が波浪に影響を与える点に配慮し、防護水準を定める。海岸背後の集落等を高潮や越波、海岸侵食からの被害を防止するため、防護機能の維持・向上に努める。 ○海岸保全施設の日常的な点検や維持管理等を継続的に行い、異常箇所が発見された場合は、適切な補修・改修の対応を図るように努める。
	環境	○漁場でもあり、生物の良好な生息・生育環境である藻場等の保全に努めていく。 ○雲仙天草国立公園に見られる内海多島・急崖や奇岩の連なりなど、変化に富んだ自然景観を保全することに努める。
	利用	○漁業活動や海水浴等の海岸利用の適正化に配慮し、地域と連携した日常的な海岸管理を行っていく。
出水ゾーン	防護	○海岸の背後地は、住宅地や農地などの多様な用途があり、高潮や越波、海岸侵食からの被害を防止するため、防護機能の維持・向上に努める。
	環境	○生物の良好な生息・生育環境である藻場等の保全に努め、周辺景観への影響に配慮する。
	利用	○漁業・港湾活動や海水浴等の海岸利用の適正化に配慮し、海岸における伝統行事やイベント等の利用について場の提供を行う等の地域と連携した日常的な海岸管理を行っていく。

各ゾーンの特性と施策の一覧

第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画において「海岸保全施設の整備」は、前章で定めた海岸保全に関する基本的な事項を実現していく上でのハード面における対応である。海岸保全施設の整備にあたっては、以下の事項に十分配慮しながら、これらを示した一覧表及び1/50,000の施設計画図で構成された別冊「海岸保全施設整備基本計画書」に基づき、海岸保全施設の整備促進を図る。

1 海岸保全施設を整備しようとする区域

2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

また、個別海岸の整備計画の実施に際しては、海岸の変遷などから海岸特性を十分に把握し、安全性の確保、周辺環境や利用への配慮、事業効果等の観点から詳細な検討を行い、より適切かつ効果的な整備手法の採用はもとより、計画の策定段階から情報を広く公開するとともに、必要に応じて適宜地域住民の参画を得ながら事業推進を図ることとする。加えて、関連行政機関との連携を進め、関連機関との連携事業も視野に入れた効率的・効果的な事業実施を図る。

なお、以下に述べる海岸保全施設の整備に関する事項については、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に加え、海岸保全に関する技術開発の進捗等も考慮しつつ、計画内容を点検し、適宜見直すこととする。その際、海岸保全施設の整備に関しては、本計画の中で比較的短期的な見直しが生じる可能性が高いと判断されるため、本計画で定めた事項の範囲内における個別海岸の整備内容に関しては、「海岸保全施設整備基本計画書」を適宜見直すことで対応する。

1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、沿岸域の防護・環境・利用の現況、海岸災害の実績と危険性、背後の土地利用の現状と動向を踏まえつつ、これに地元からの意見を踏まえて、「海岸保全施設整備基本計画書」のとおり設定する。

なお、整備区域の設定にあたっては、地区海岸等の狭小な区域のみに必ずしもとらわれず、漂砂移動特性・環境保全・民生安定等の広域的・総合的な視点に十分留意した上で適切に設定する。

ここで、海岸管理者が異なる連続した海岸をはじめ、地形形状（長大な砂浜海岸、ポケットビーチ等）、沿岸漂砂、波浪条件等の外力特性、既存施設（港湾、漁港等）、背後地及び周辺域の利用状況等により、保全手法や施設規模など周辺海岸と調整を図りながら施設整備を行う必要がある海岸については、要保全海岸（海岸保全区域及び要指定区域）、一般公共海岸にとらわれず、原則的に海岸保全施設を計画・整備する際に各関係機関と十分な調整を図る区域として、より効率的、且つ効果的な施設整備を図る。

さらに、この区域においては、海岸管理者以外の者が設置する海岸構造物についても積極的に調整、連携を図る。

2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置等については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、各ゾーンにおける防護・環境・利用の方向性を踏まえて適切に設定する。

なお、実施にあたっては、地域の状況変化や技術開発の進捗等も考慮しつつ、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。

(1) 海岸保全施設の種類

海岸保全施設の種類は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観的配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容等より総合的に判断して決定することとし、「海岸保全施設整備基本計画書」のとおり設定する。

主な海岸保全施設を以下に示す。

- ・ 堤防（緩傾斜堤防を含む）
- ・ 護岸（緩傾斜護岸を含む）
- ・ 胸壁
- ・ 突堤（ヘッドランドを含む）
- ・ 離岸堤
- ・ 消波堤（消波工を含む）
- ・ 人工リーフ（潜堤を含む）
- ・ 人工海浜（人工磯を含む）
- ・ 陸閘、水門、閘門、樋門、樋管、排水機場

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長（施設基数）及び計画天端高とし、「海岸保全施設整備基本計画書」のとおり設定する。

なお、これら施設規模の設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の既設及び新設の整備内容との調整を十分に図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域とし、「海岸保全施設整備基本計画書」のとおり設定する。

なお、施設配置の設定にあたっては、海岸災害からの防護が必要な地域及びその土地利用状況、さらには利用面、環境面に配慮して適切に行う。

3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況については、海岸保全施設の整備によって海岸災害から防護される地域及びその土地利用状況とし、「海岸保全施設整備基本計画書」のとおりに設定する。

4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表のように設定する。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域 番号	地 区	所管	配 置	施設規模		種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
				区 域 地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)		地 域	状 況			
長 島 ・ 獅 子 島 ゾ ー ン	1	蔵之元漁港海岸 蔵之元地区	水	出水郡長島町蔵之元地内	456	+2.9	護岸	長島町の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	長島港海岸 浜渡地区	港	出水郡長島町藤倒地先	1,196	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	3	長島町海岸 小漣地区	農	出水郡長島町大字平尾字小漣2415番地～2406番地	132	+4.3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	長島港海岸 北方崎地区	港	出水郡長島町菖蒲ノ渡地先	802	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	茅屋漁港海岸 茅屋地区	水	出水郡長島町大字平尾字津風呂呂2163番地1地先	1,483	+3.0	護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	長島町海岸 茅屋地区	農	出水郡長島町字引地3693の3番地～小島本1513番地	503	+3.5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	長島町海岸 長次郎地区	農	出水郡長島町大字平尾字長次郎1477番地～口之福浦1470番地	390	+4.6	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	長島海岸 成川地区	水管理	出水郡長島町平尾1417番地の3～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0 +4.0	堤防	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	9	長島海岸 口之福浦地区	水管理	出水郡長島町平尾1440番地の1～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0 +4.0	護岸	長島町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	10	長島港海岸 浦底地区	港	出水郡長島町浦底字浪崎地先 出水郡長島町浦底字滝下地先 出水郡長島町浦底字福浦地先 出水郡長島町浦底字平吹地先	3,212	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	11	長島町海岸 和仁浦地区	農	出水郡長島町大字浦底字辰ノ崎289番地～宇ノ瀬3483番地	1,089	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	12	長島町海岸 川畑地区	農	出水郡長島町大字浦底字立石3526番地～3526番地	109	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	13	長島町海岸 長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬3608番地～3602番地	92	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	14	東海岸 三船地区	水管理	出水郡長島町浦底字三船3905番地～出水郡長島町浦底字長瀬3615番地	427	+4.0 +4.0	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	15	長島町海岸 三船地区	農	出水郡長島町大字浦底字赤崎4627番地～五社4501番地2	585	+2.6	護岸	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	16	東海岸 乳之瀬地区	水管理	出水郡長島町諸浦字浦井1320番地～出水郡長島町諸浦字欽島1397番乙号1	368	+3.5 +3.5	護岸・突堤・消波堤	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	17	長島港海岸 白瀬地区	港	出水郡長島町諸浦字白瀬地先 出水郡長島町諸浦字浦川地先 出水郡長島町諸浦字杓川地先 出水郡長島町諸浦字小島崎地先	1,507	-	堤防・護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	18	諸浦島海岸 第一田島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島325番地～324番地の1	291	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	19	諸浦島海岸 田島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島314番地～313番地	223	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	20	葛輪漁港海岸 長輪地区	水	出水郡長島町諸浦大牟田263番地先	256	+2.7	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	21	長島港海岸 諸浦地区	港	出水郡長島町諸浦字長瀬地先	-	-	-	-	-	-	-	
	22	東町海岸 第一長瀬地区	農	出水郡長島町大字諸浦字長瀬1203番2	47	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	23	東町海岸 第二長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬1186番2	38	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	24	諸浦島海岸 本浦地区	農	出水郡長島町大字諸浦字折口1073番地～木の根1144番地	386	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	25	長島港海岸 本浦地区	港	出水郡長島町諸浦字崩尻地先	515	-	堤防・護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	26	東町海岸 竹崎地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字竹崎5058番地7～5055番地	539	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	27	東町海岸 第一摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5383番地～	160	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	28	東町海岸 第二摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5383番地～5386番地	147	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	29	東町海岸 第三摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5392番地～5395番地	278	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	30	長島港海岸 伊唐地区	港	出水郡長島町鷹巣字工場地先 出水郡長島町鷹巣字山墓地先 出水郡長島町鷹巣字戸渡内地先 出水郡長島町鷹巣字水桂地先 出水郡長島町鷹巣字清良地先	-	-	-	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	-	
	31	東町海岸 片平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣代良4899番地～片平4858番地	954	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	32	東町海岸 代良地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字代良4898番地～	166	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	33	東町海岸 (第二目吹地区)	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹4948番地～4965番地	423	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	34	東町海岸 第一目吹地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹5012番地～5018番地	156	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	35	長島町海岸 野中地区	農	出水郡長島町大字獅子島字野中1058番地～重輪1026番地	172	+4.5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	36	片側港海岸 片側地区	港	出水郡長島町獅子島字平崎地先 出水郡長島町獅子島字飯又地先 出水郡長島町獅子島字新築地先	634	-	護岸	長島町町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	37	東町海岸 須舞取地区	農	出水郡長島町大字獅子島字須舞取4492番地～鬼塚4507番地	240	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	38	長島町海岸 平野地区	農	出水郡長島町字引地3693の3番地～鬼塚4503番地	431	+4.5	堤防・樋門	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	39	獅子島港海岸 御所浦地区	港	出水郡長島町獅子島字平崎地先 出水郡長島町獅子島字前田地先 出水郡長島町獅子島字田中地先	1,431	-	堤防・護岸	長島町町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	40	獅子島港海岸 湯ノ口地区	港	出水郡長島町獅子島字津木地先 出水郡長島町獅子島字米山地先	809	-	堤防・護岸	長島町町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	41	東海岸 立石地区	水管理	出水郡長島町大字弊串字立石2068番地～出水郡長島町大字弊串字立石2203番地	360	+5.0 +5.0	堤防・護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	42	獅子島港海岸 柏栗地区	港	出水郡長島町獅子島字伊達具地先 出水郡長島町獅子島字陣出地先	-	-	-	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	-	
	43	獅子島海岸 桑の木迫地区	農	出水郡長島町大字獅子島字達手具1934番地～2019番地	135	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

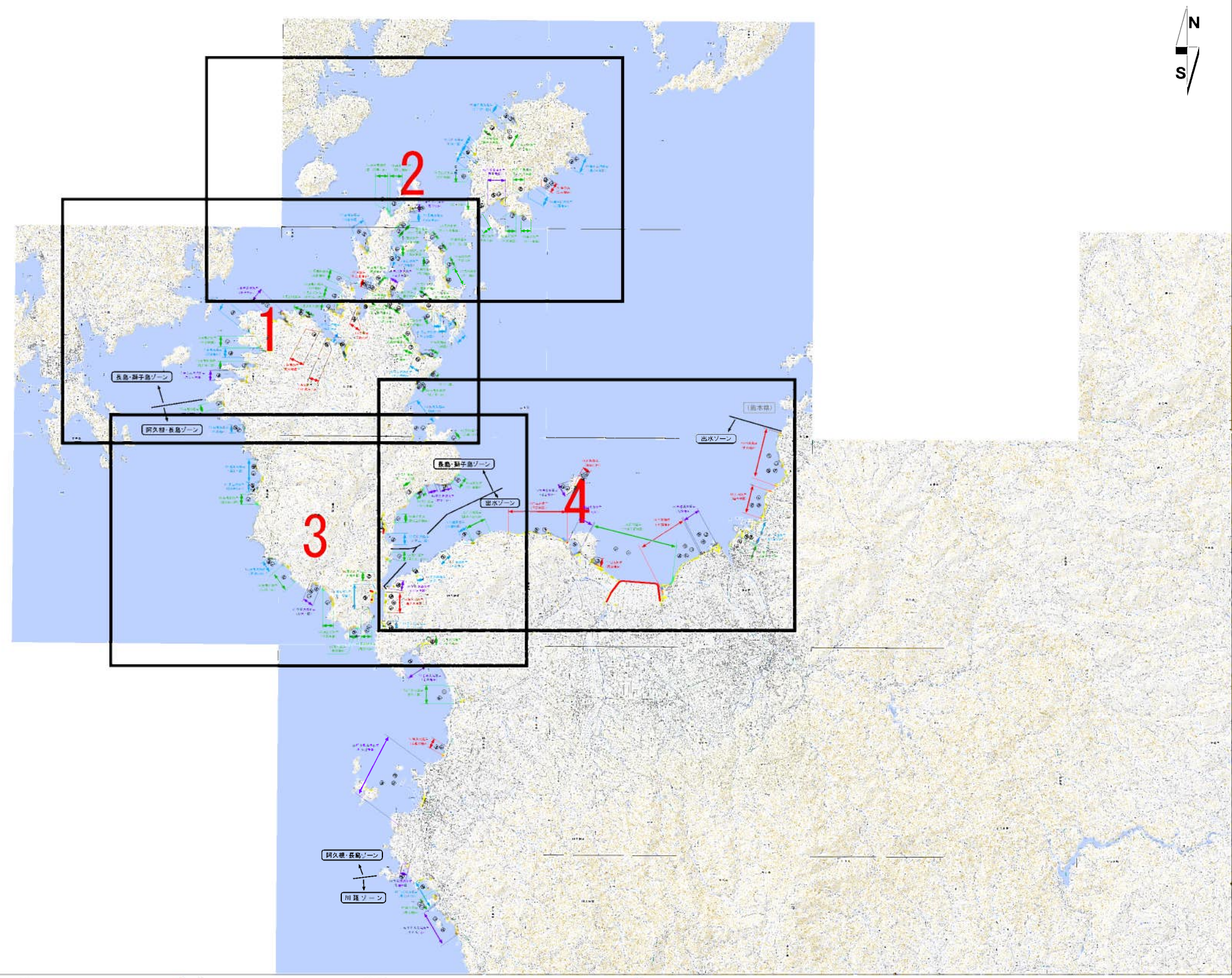
注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

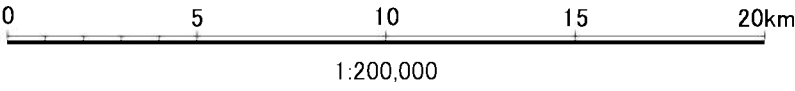
ゾーン名	区域 番号	地 区	所管	配 置	施設規模		種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
				区 域 地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)		地 域	状 況			
長 島 ・ 獅 子 島 ゾ ーン	44	東町海岸 外曲地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1790番地	86	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	45	東町海岸 岩元地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1770番地～1788番地	263	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	46	幣串漁港海岸 幣串地区	水	出水郡長島町大字獅子島地内	880	+3.1	護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	47	東町海岸 池松地区	農	出水郡長島町大字獅子島字御上網代1269番地～1273番地	132	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	48	東町海岸 大首地区	農	出水郡長島町獅子島字大首1248番地～1254番地	377	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	49	長島町海岸 薄井地区	農	出水郡長島町大字諸浦字薄井1251番地	254	+3.8	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	50	薄井漁港海岸 薄井地区	水	出水郡長島町大字諸浦字薄井1236番地先	181	+2.8	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	51	東町海岸 第一養野地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字養野3320番～3326番	270	+4.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	52	東町海岸 第二養野地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字養野3329番～3338番	243	+4.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	53	東町海岸 水羽山地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字水羽山3349番～3361番	330	+4.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	54	東町海岸 白拍子地区	農	出水郡長島町大字鷹ノ巣字白拍子3413番～3390番	274	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	55	東町海岸 八合地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字八合3509番地～百田3525番地	306	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	56	宮之浦港海岸 宮之浦地区	港	出水郡長島町大字鷹之巣字嶺崎地先	351	-	護岸	長島町町の一部	住宅地	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、護岸天端の嵩上げ及び胸壁の整備を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	57	東町海岸 折地地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字崩先140番地～119番地	115	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	58	東町海岸 外平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字早稲田195番地～185番地	246	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	59	長島町海岸 松ヶ平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字大迫326番地～986番地	569	+4.0	堤防・突堤・離岸	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	60	長島海岸 脇崎地区	港	出水郡長島町川床字浦田地先 出水郡長島町川床字宮ノ後地先 出水郡長島町川床字濱田ノ上地先 出水郡長島町川床字京泊地先	1,837	-	堤防・護岸	長島町町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	61	東町海岸 沢津地区	農	出水郡長島町大字川床字沢津平2566番地	235	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	62	東町海岸 松ヶ迫地区	農	出水郡長島町大字川床字松ヶ迫2303番地～2344番地	685	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	63	観音漁港海岸 観音地区	水	出水郡長島町大字川床字平瀬平地内	634	+2.9	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	64	東町海岸 中迫地区	農	出水郡長島町大字川床字中迫2219番地～平瀬2139番地	424	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	65	東町海岸 第一中迫地区	農	出水郡長島町大字川床字中迫2060番地～2116番地の19	173	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	66	東町海岸 鍛冶屋越地区	農	出水郡長島町大字山門野字鍛冶屋越3272番地～合戦場3261番地	237	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	67	長島海岸 加世堂地区	港	出水郡長島町山門野字丸岡地先 出水郡長島町山門野字浦下地先 出水郡長島町大山門野字小向江地先 出水郡長島町山門野字ウノ瀬地先	2,521	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
出 水 ゾ ーン	68	脇本漁港海岸 関ヶ浦地区	水	阿久根市脇本字廣久10827番4地先	304	+2.6	護岸	阿久根市の一部	森林、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	69	大瀬海岸 大瀬地区	港	阿久根市脇本地先	401	-	護岸	阿久根市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	70	小瀬海岸 小瀬地区	港	阿久根市脇本字下瀬戸地先	98	-	護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	71	八郷海岸 八郷地区	港	阿久根市脇本字八郷地先	180	-	護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	72	阿久根海岸 脇本八郷地区	農	阿久根市大字脇本字八郷12167番地の～備前川内12315の1番地	880	+4.5	堤防	阿久根市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	73	高尾野海岸 辺田地区	水管理	出水市高尾野町江内5622番地 ～出水市高尾野町江内5979番地1	1,034	+4.5 +4.5	護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	74	野口漁港海岸 野口地区	水	出水市高尾野町江内5979番地先 出水市莊3661番地先	1,455	+3.5	護岸	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	75	桂島漁港海岸 桂島地区	水	出水市大字莊字下桂3697番地先	226 226 226	+3.6	護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	76	出水海岸 桂島地区	水管理	出水市社字下桂3697番地の26 ～出水市社字上桂3667番地	285	+3.0 +3.0	堤防・護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	77	出水海岸 藏島地区	水管理	出水市社字赤2816番地先 ～出水市社字脇道2734番地1	150	+5.2 +5.2	堤防	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	78	荒崎海岸 出水干拓地区	農	出水市汐見町1069番地～高尾野町江内6130番地	6,871	+6.0	堤防・樋門	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の老朽化をうけて再整備により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の農地等を越波、飛沫から防護することを第一とする。	
	79	出水海岸 下知識地区	水管理	出水市下知識町字藏之元7427番地 ～出水市下知識町字北名護浦3073の2番地	3,186	+4.9 +4.9	堤防・護岸・突堤・消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	80	名護漁港海岸 名護地区	水	出水市大字下知識字北名護地内	56 56 1061	+2.7	堤防・護岸・離岸堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	81	米ノ津海岸 昭和干拓地区	農	出水市米之津町7480番地1地	610	+6.0	堤防・突堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	82	米之津海岸 米之津地区	港	出水市下鯖洲地先	789	-	堤防・護岸	出水市の一部	住宅地、商業地、農用	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、胸壁の整備を行う。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	83	出水海岸 櫛木地区	水管理	出水市下鯖町字大丸2615番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3093番2地先	1,619	+4.5 +4.5	堤防・突堤・離岸堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	84	出水海岸 前田地区	水管理	出水市下鯖町字川尻3513番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3098番4	2,603	+4.5 +4.5	堤防・護岸・突堤・消波堤	出水市の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

所管区分凡例 農：農林水産省（農村振興局）水：農林水産省（水産庁）水管理：国土交通省（水管理・国土保全局）港：国土交通省（港湾局）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、 第1760号)



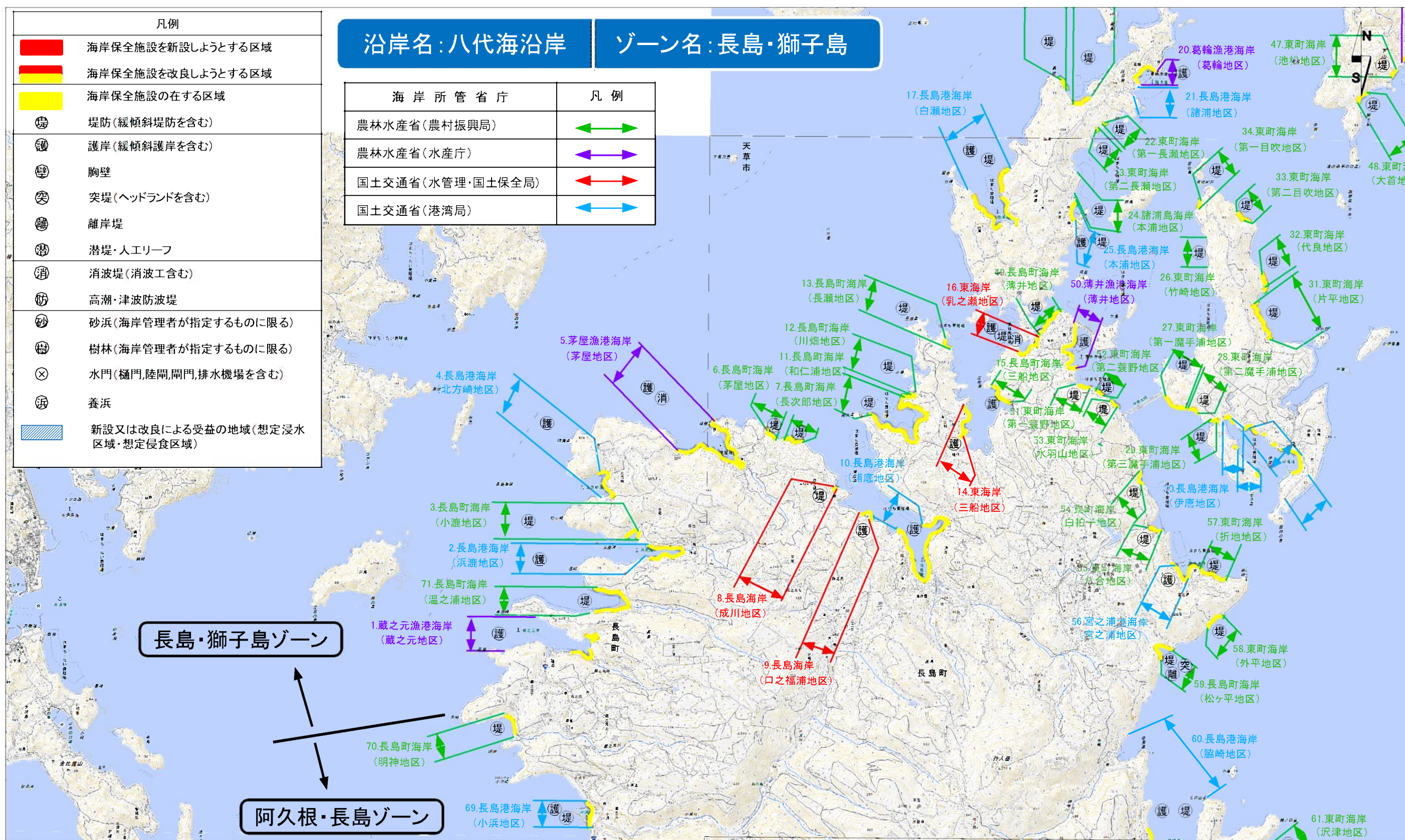


図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 1/4

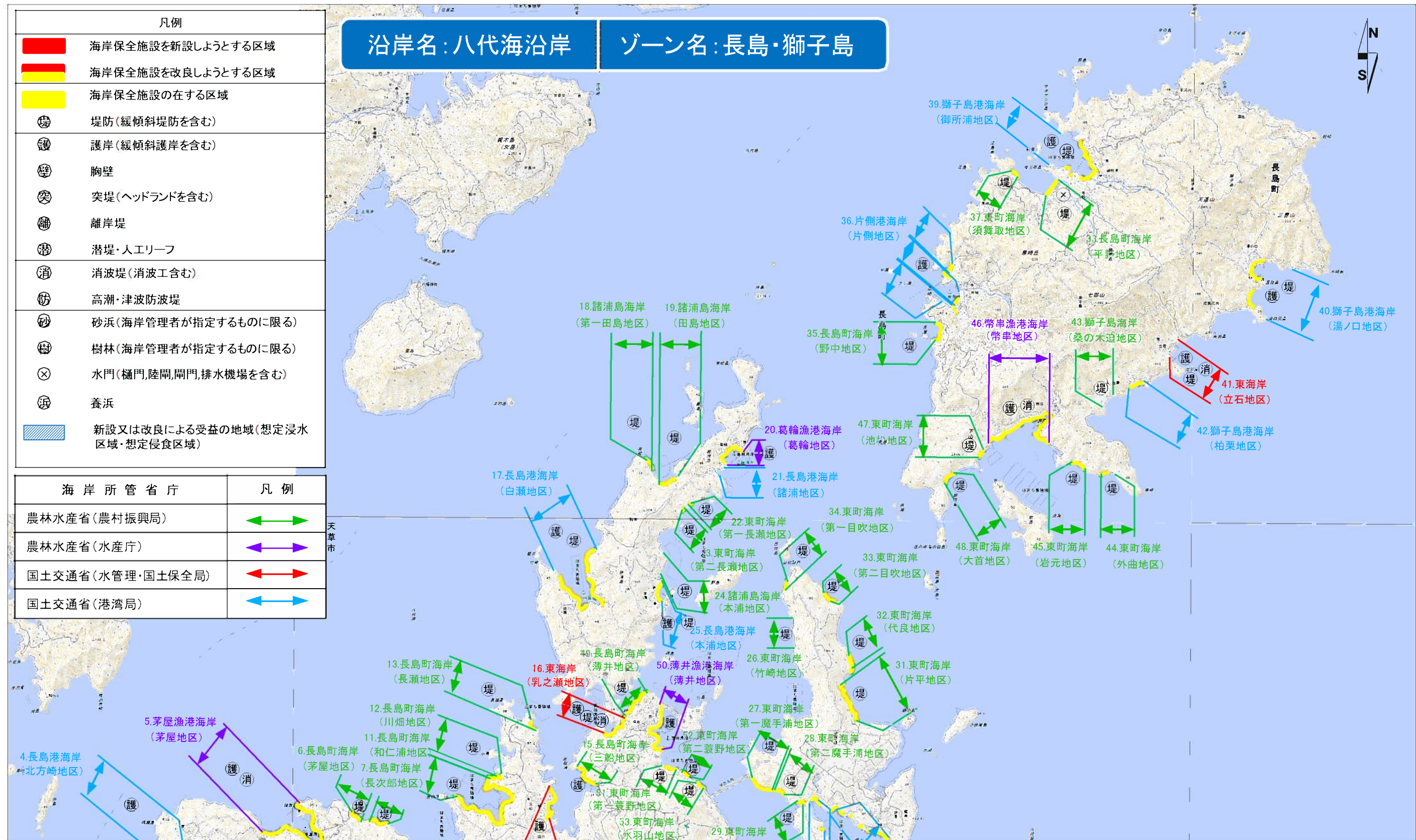
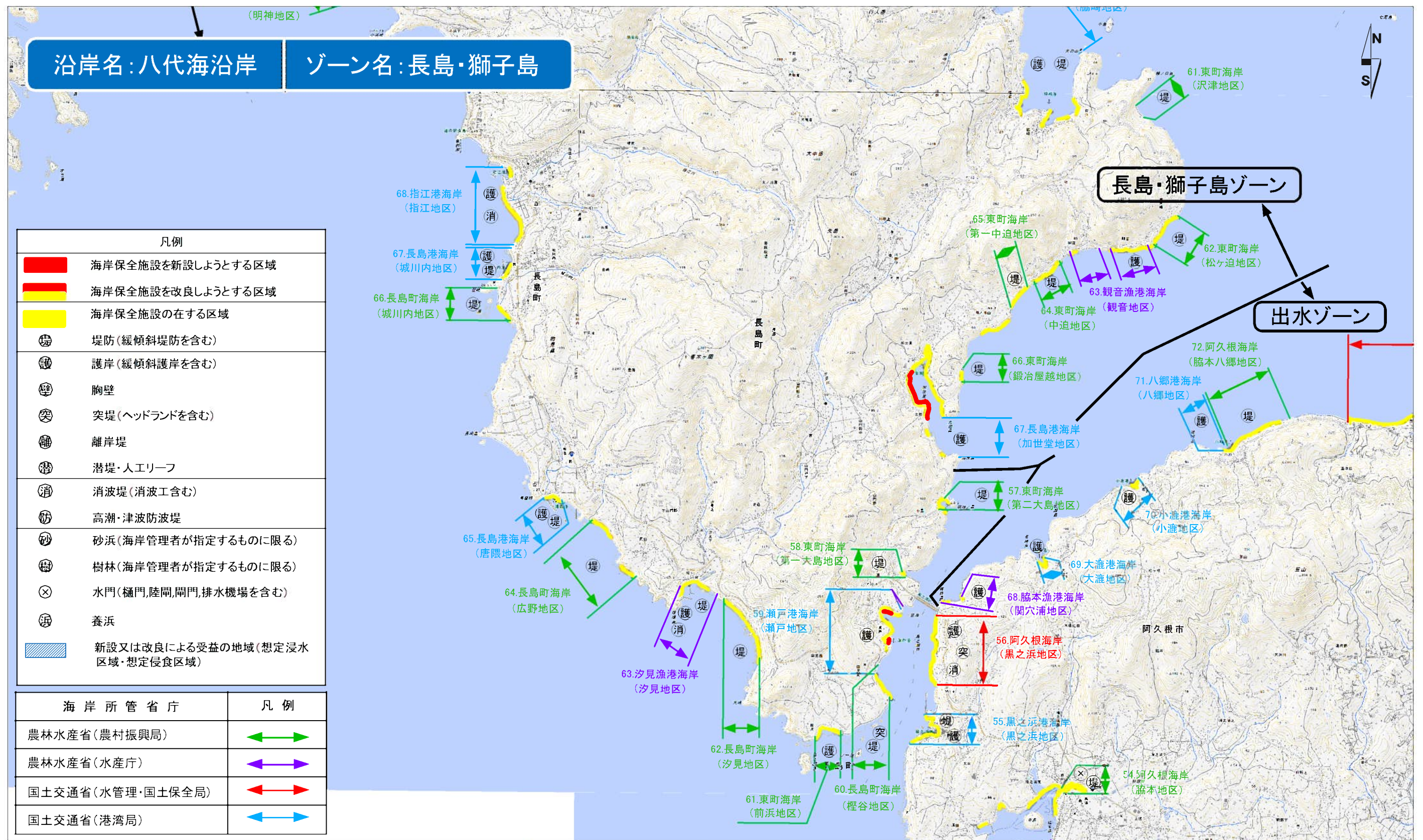


図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 2/4



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、 第1760号)

図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 3/4

